

宿泊サービスを提供する通所介護事業者の皆様へ

宿泊サービス提供にあたっての建築基準法の遵守について

平成 27 年 3 月 13 日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から指定通所介護事業所の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、知事に届出が必要となりました。

宿泊サービスの提供にあたっては、宿泊室等の確保が必要となりますが、宿泊室等を設置する場合には、火災発生時における施設利用者の安全な避難の確保を図るために防火上主要な間仕切り壁（区画）を設置するなど建築基準法を遵守する必要があります。改修工事にあたっては、特定行政庁や建築士に御相談の上、適切に実施していただきますようお願いいたします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、施設の設置場所により下記の特定行政庁（県又は 9 市）までお願いします。

【問い合わせ先】

設置場所	担当部署名	TEL
宇都宮市	宇都宮市 建築指導課	028-632-2573
足利市	足利市 建築指導課	0284-20-2170
栃木市	栃木市 建築課	0282-21-2441
佐野市	佐野市 建築指導課	0283-61-1167
鹿沼市	鹿沼市 建築指導課	0289-63-2242
日光市	日光市 建築住宅課	0288-21-5197
小山市	小山市 建築指導課	0285-22-9233
大田原市	大田原市 建築指導課	0287-23-1178
那須塩原市	那須塩原市 建築指導課	0287-62-7169
那須烏山市、上三川町 高根沢町、那珂川町	宇都宮土木事務所建築指導担当	028-626-3139
真岡市、益子町、芳賀町 茂木町、市貝町	真岡土木事務所建築指導担当	0285-83-8308
下野市、壬生町、野木町	栃木土木事務所建築指導担当	0282-23-3748
矢板市、さくら市 塩谷町、那須町	大田原土木事務所建築指導担当	0287-23-6615

※その他不明な点がございましたら、栃木県県土整備部建築課（028-623-2514）までお問い合わせください。